

令和6年第11回定例会

1 日 時 令和6年6月26日（水）10時30分から10時45分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理者 野島善司
委員 橘正剛
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当 課長
書記 4名

4 議 事
議 案

- 1 令和6年7月7日執行東京都議会議員補欠選挙における各選挙区の選挙長及び同職務代理者の選任について
- 2 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて

そ の 他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただ今から令和6年第11回定例委員会を開会いたします。 なお、本日、小林委員から、御欠席との届出をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。 お手元に、令和6年第10回定例委員会及び第2回臨時会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。 本日は、2件の議案を予定しております。 それでは、議案第1号 令和6年7月7日執行東京都議会議員補欠選挙における各選挙区の選挙長及び同職務代理者の選任について、事務局より説明を求めます。
事 務 局	《議案第1号について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	なし
委 員 長	御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。
委 員	異議なし
委 員 長	異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。 それでは、議案第2号 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて、事務局より説明を求めます。
事 務 局	《議案第2号について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	当該施設より、不在者投票施設の指定の申請があったのは、東京都知事選挙の告示日以降でしょうか。
事 務 局	東京都知事選挙の告示日前後で申請がありましたが、東京都知事選挙には間に合わないことを理解した上での申請ということで伺っております。
委 員 長	本委員会では不在者投票施設に指定された場合、今後の手続きはどのようになるのでしょうか。
事 務 局	本委員会では不在者投票施設として決定された場合、本日より不在者投票が

	可能となりますので、東京都知事選挙についても不在者投票が可能となります。
委 員 長	東京都知事選挙については間に合わないことを理解した上での申請とのことでしたが、投票が間に合うのですか。
事 務 局	本日までに確認が完了いたしましたので、本委員会にて決定されれば、本日より東京都知事選挙についても投票が可能となります。
委 員 長	告示日以降に指定された施設についても、不在者投票が可能ということですか。
事 務 局	選挙期日の前日までの間に、各施設で投票日を設定することが可能であれば間に合いますので、当該施設についても、本委員会にて決定されましたら、ただちに当該施設へ通知し、対応していただくことになります。
委 員	不在者投票施設の指定の申請に対し、受理期日は特段ないということですね。
事 務 局	はい。当該施設で不在者投票を実施し、投票された票が選挙期日の前日までに、所管の選挙管理委員会へ到着すれば間に合いますので、この基準の中で投票日を設定するものと思われます。
委 員 長	選挙ごとに不在者投票施設を指定するのではなく、一般的に不在者投票施設を指定しておき、選挙が実施される度に、指定施設で不在者投票が実施されるということではないですか。
事 務 局	ご指摘のとおりです。当該施設は今まで指定を受けていない施設であり、本委員会にて指定されれば、今後は東京都知事選挙に関わらず不在者投票を実施することが可能です。
委 員 長	通常の投票の場合は、投票場所が指定されていると思いますが、当該施設のように選挙期間の途中で不在者投票施設として指定された場合、対象者にはどのように周知するのでしょうか。
事 務 局	当該施設が不在者投票施設に指定される前に、住民票の所在地等、別の方法で投票を済まされた方については、不在者投票をすることは出来ません。当該施設の指定後、施設から入所されている方へご案内し、まだ投票をされていない方で、施設で投票したいという方がいらっしゃれば、当該施設にて不在者投票をすることが可能になります。
委 員 長	当該施設における不在者投票の対象者は、当該施設に住民票を移されている方のため、施設に居る方は全員対象になるということでしょうか。
事 務 局	大半の方はそうなるかと思います。家庭のご事情等により住民票を移され

ていない方については、住民票のある選挙管理委員会へ投票された票を郵送することになりますが、今回の東京都知事選挙では都内全域が対象となりますので、都内に住民票をお持ちの方については、全員対象になります。

委員長 東京都知事選挙については、都内に住所を有していれば、施設に住民票を移していなくても良いということですか。

事務局 都内に住民票を有している方については、全員が東京都知事選挙の有権者となります。住民票の所在地により、投票のご案内がどちらへ送付されているかは違いがあると思いますが、当該施設で投票したいという意思を施設へ示されれば、施設で不在者投票を実施し、投票された票が、住民票の所在地を所管する選挙管理委員会へ郵送されます。

委員長 私も当該施設で投票することが可能ということですか。

事務局 当該施設に入所されている方が対象となります。

委員長 入所されている人という限定要件はあるということですね。

事務局 そのとおりです。施設は、入所されている方へのサービスとして、不在者投票施設としての指定を申請しているものになります。

委員長 他に御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

事務局 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。次回の定例委員会は、7月9日に開催することといたします。その他、これまでの議題について、何か御意見等ございますか。

委員 なし

委員長 特にないようですので、以上をもちまして本日の委員会は閉会といたします。

